

「虐待」をなくす宣言

私たちは障害者を支援するスタッフとして以下の行為をしません

不適切な支援から、
傷害罪などの当たる犯罪行為まで様々ですが、
いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、
絶対に許されるものではないと考えています。

以下の行為は、障害者への虐待です

- 身体的虐待
 - ・ 殴る、蹴る、タバコを押し付ける。
 - ・ 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
 - ・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る。
- 性的虐待
 - ・ 性交、性的暴力、性的行為の強要。
 - ・ 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
 - ・ 裸の写真やビデオを撮る。
- ネグレイト
 - ・ 自己決定といって、放置する。
 - ・ 話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
 - ・ 失禁をしていても衣服を取り替えない。
 - ・ スタッフの不注意によりけがをさせる。
- 心理的虐待
 - ・ 「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫。
 - ・ 「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
 - ・ 成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
 - ・ 他の障害者と差別的な取り扱いをする。
- その他
 - ・ 障害者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。
 - ・ スタッフのやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
 - ・ 躰げや指導と称しておこわれる前述の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者に致しません。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけます。